

質問第四一号

歴代政府の法令解釈の考え方（ルール）と菅総理による日本学術会議会員の任命拒否との論理的整合性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年十二月四日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



歴代政府の法令解釈の考え方（ルール）と菅総理による日本学術会議会員の任命拒否との論理的整合性等に関する質問主意書

歴代政府が答弁している「法令の解釈の考え方（ルール）」において、その「当該法令の規定の文言、趣旨、立案者の意図、立案の背景となる社会情勢、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意」等の条件などに照らして、なぜ、平成三十年に内閣法制局と内閣府で文書作成した内閣総理大臣が日本学術会議から推薦された科学者について任命拒否が可能である（内閣総理大臣は推薦されたとおりに任命する法的義務は負わない）との解釈が日本学術会議法との関係で合法になるのかについて、当該事件等に係る具体的な政府の認識を当該法令解釈の考え方（ルール）にあてはめて論理的に説明されたい。

右質問する。